

## Ⅱ 利用上の注意

1 本報告書は、製造業について総務省・経済産業省が実施した「2022年経済構造実態調査製造業事業所調査」（以下「製造業事業所調査」という。）のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- ・個人経営を除く事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

2 事業所について、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。

3 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和4年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、令和3年1年間の数値である。

4 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

5 本報告書は、村山市において独自集計したものであり、総務省・経済産業省から公表される数値と若干相違することもありうる。また、本報告書に掲載した数値は、単位未満四捨五入等により内訳と総数が一致しない場合がある。

本報告書の中で、「－」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満を示す。「x」は集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

6 産業分類について

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

(ア) 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

また、製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくす

る品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

(イ) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業行程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(3) 産業中分類については、別表1「産業中分類略称一覧表」より略称を用いた。また、「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、別表2のとおりである。

7 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

8 製造業事業所調査、令和3年経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）及び工業統計調査（以下「工業統計」という。）は集計範囲等が異なり、過去の統計と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

(1) 製造業事業所調査は、個人経営を除く一部の事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で集計している。

※ 利用上の注意1及び2を参照

(2) 活動調査は、個人経営を除く全ての事業所を調査対象として集計している。

(3) 工業統計は、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。

別表1 産業中分類略称一覧表

分類番号	産業中分類名	略称	分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料	○ 21	窯業・土石製品製造業	土石
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料等	○ 22	鉄鋼業	鉄鋼
11	繊維工業	繊維	○ 23	非鉄金属製造業	非鉄
○ 12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	○ 24	金属製品製造業	金属
13	家具・装備品製造業	家具	☆ 25	はん用機械器具製造業	はん用
○ 14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	☆ 26	生産用機械器具製造業	生産用
15	印刷・同関連業	印刷	☆ 27	業務用機械器具製造業	業務用
○ 16	化学工業	化学	☆ 28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
○ 17	石油製品・石炭製品製造業	石油	☆ 29	電気機械器具製造業	電機
○ 18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	☆ 30	情報通信機械器具製造業	情報
○ 19	ゴム製品製造業	ゴム	☆ 31	輸送用機械器具製造業	輸送
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32	その他の製造業	その他

※ 分類番号の○印は基礎素材型産業に、☆印は加工組立型産業に、他は生活関連・その他型産業に区分される。

別表2 中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	量	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき、ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

※分類番号が3桁は小分類番号、4桁は細分類番号となっており、それぞれ上2桁が中分類番号をあらわしている。